

大規模災害被災地支援に関する条例の現状と課題

伊藤久雄（NPO まちぽっと理事）

東京自治研究センターに設置された「災害時の自治体職員の役割研究会」の前回（第4回）の議論の中で、被災自治体への支援のあり方が話題になった。その際、支援条例を策定している自治体があるのではないかという発言があった。

すべての自治体（都道府県、市区町村）に策定が義務付けられている地域防災計画に、現在は必ず「広域的な視点からの応急対応力の強化」という1章が設けられている。被災した自治体が他の自治体等から支援を受ける「受援」の体制整備（受援計画を策定している自治体もある）とともに、他の自治体への支援体制をどうするかという課題があるということで、条例策定もその一環である。

そこで本稿では、全国の大規模被災地支援に関する条例を中心とした策定状況と都内自治体の状況や内容を探るとともに、課題を考えたいと思う。

1. 全国の策定状況

（一社）地方自治研究機構の「条例の動き」（被災者・被災地支援及び相互支援に関する条例）によれば、大規模災害被災地支援に関する条例の策定状況は下表のとおりである（令和5年3月31日時点）。9市区10条例が策定されている（岡山県総社市の大規模災害被災者の受入れに関する条例を含む）。

下表の条例施行日を見れば分かるように、武蔵野市条例が阪神淡路大震災発生後の2か月後の平成7年3月、港区条例は平成17年3月、それ以外の条例は東日本大震災の後に制定されている。

自治体	条例名	施行日
武蔵野市	大規模災害被災地支援に関する条例	平成7年3月22日
港区	大規模災害被災地の支援等に関する条例	平成17年3月18日
根室市	東日本大震災被災地等の支援に関する条例	平成23年4月14日
品川区	大規模災害被災地に対する支援に関する条例	平成26年7月11日
岡山県総社市	大規模災害被災地支援に関する条例	平成25年12月24日
	大規模災害被災者の受入れに関する条例	平成29年9月7日
岡山県備前市	大規模災害被災地支援に関する条例	平成28年7月1日
岡山県和気町	大規模災害被災地支援に関する条例	平成28年9月16日
岡山県赤磐市	大規模災害被災地支援に関する条例	平成29年12月28日
富山市	大規模災害被災地の支援に関する条例	令和3年4月1日

地方自治研究機構は、以上の条例が規定する内容を次のように考察している。

- 8団体（実際は9団体）の被災地支援に関する条例は、いずれも被災地に対して防災備蓄物資や防災資機材等物資の供与、支援活動に従事する職員の派遣等の支援措置を講じることを規定している。
- 支援は、武蔵野市、総社市、備前市、和気町及び赤磐市の条例は被災地からの要請に応じて、港区条例は区長が必要と認めるとき、品川区条例は原則として相互支援協定等を締結している市区町村に対して、富山市条例は相互支援協定を締結している市町村及び市長が必要と認める市町村に対して、行うこととしている。
- また、武蔵野市、港区及び総社市の条例は市（区）民が支援活動を行う場合は自主性を損なわない範囲で支援することができるとし、総社市、和気町及び赤磐市の条例は被災地支援に関する協定を締結している他の団体に対して連携した支援を行うことを要請することができるとしている。費用は、協議等により被災市区町村が負担するとしたものを除き、支援を行う団体が負担するとしている。
- 総社市の「大規模災害被災者の受入れに関する条例」は、被災地から総社市に避難した被災者に対して、一時避難所の設置、一時避難所に避難した被災者に対する食糧、生活物資等の無償提供、空き家等への入居支援、避難生活支援金の支給等の支援措置を講じることを規定している。
- なお、品川区条例は、支援措置の一つとして被災者の区の施設等への一時受入れについても規定している（4条7号）。

2. 都内の条例

都内の条例は、再掲すれば次の3条例である。

- ・ 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例
- ・ 港区 大規模災害被災地の支援等に関する条例
- ・ 品川区大規模災害被災地に対する支援に関する条例

この3条例が規定する内容をもう少し詳しくみておこう。別紙（次ページ）の表のとおりであるが、その特徴は以下のとおり。

- 災害の定義は、港区と品川区は災害対策基本法に規定する災害とするが、武蔵野市は災害対策基本法が規定する程度と、やや広い定義になっている。
- 支援内容は、武蔵野市が職員の派遣だけでなく、職員のボランティア活動の支援まで含めているのが特徴の1つである。また港区や品川区は、見舞金の支給（両区）や義援金の募集（品川区）と贈呈を規定している。見舞金や義援金募集は、大災害の時は条例の規定の有無に関わらずどの自治体も行う活動だが、その範囲を条例の定義で明確にしていると考えることができる。

- 市民あるいは区民の被災地支援活動は、品川区は条例には定められていない。ただし品川区は区の支援として「被災者の区の施設等への受け入れ:」を規定している。この「区の施設への受け入れ」を定めた意義は大きいと思われる。
- 武蔵野市は区の施設への受け入れは定めていないが、市民が被災者を受け入れるための活動に援助することを定めており、この規定も特徴の1つである。
- 武蔵野市と港区は、支援を行う際には被災地支援関係者会議の設置を定め、品川区は特に必要と認めるときには支援本部を設置することを定めている。関係者会議も支援本部も行政内部の調整が目的だと思われる。

大規模災害被災地支援条例の規定事項				
規定事項	規定内容	武蔵野市	港区	品川区
災害の定義	災害対策基本法に規定する災害		○	○
	災害対策基本法に規定する程度のもの	○		
支援内容	防災備蓄品等物資の供与	○	○	○
	被災地への物資の輸送	○	○	○
	支援活動に従事する職員の派遣	○	○	○
	職員のボランティア活動支援	○		
	見舞金の支給		○	○
	義援金等の募集および贈呈			○
	被災者の区の施設等への一時受入れ			○
	その他市長が特に必要と認めた支援	○	○	○
費用負担	市、区の負担	○	○	○
	市、区被災市町村協議により被災市町村負担	○	○	○
市民、区民の支援活動への援助	市〈区〉の支援	自主性を損なわない範囲で	○	
		自主的な支援活動を援助		○
	被災地における支援活動	○	○	
	ボランティア保険料の負担		○	
	防災資機材の貸与		○	
	被災者の受入れのための支援活動	○		
その他市長が特に必要と認めたとき	○	○		
公表	支援・援助等の公表	○	○	○
その他	被災地支援関係者会議の設置	○	○	
	支援本部の設置（特に必要と認めるとき）			○

3. 今後の課題

地方自治研究機構の考察や都内3自治体の特徴に今後の課題も見えていくと考えるが、本条例は全国的にも都内でもまだきわめて少ないので、改めて課題を整理しておきたいと思う。

- 条例で規定している内容は、大災害が発生した際には、条例の有無に関わらず支援に取り組むのは当然である。ただし、条例において整理されている課題は、明文規定があった方が支援のスタートが早いと思われる。
- もちろん、地域防災計画において「他の自治体への支援」を書き込んでいる自治体もあるが、これもまだまだ少ない状況であり、具体性のない自治体が多い。条例の策定は議会議決を要する課題であり、市民、区民に周知する意味でも、条例策定が望ましいと考える。
- 市民、区民の被災地支援、被災者支援を援助する活動も重要課題である。また職員にもボランティア休暇があつて、この休暇を活用して被災地支援を取り組みたいと考える職員も多いと思われる。職員組合の支援活動もボランティア休暇の活用が多いと思われる。武蔵野市や港区の条例を参考に、未策定の自治体はぜひ検討して欲しい。

<参考資料>

- 被災者・被災地支援及び相互支援に関する条例【相互支援に関する条例】（地方自治研究機構：条理の動き）

http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/074_victim_support.htm

- 武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例

[武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例 武蔵野市例規類集（東京都）（d1-law.com）](#)

- 港区大規模災害被災地の支援等に関する条例

https://www.city.minato.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g104RG00001480.html

- 品川区大規模災害被災地に対する支援に関する条例

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/other000053700/shien-jyorei.pdf>